

用途地域による建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考	
○ 建てられる用途 ■ 建てられない用途 ①、②、③、▲ 面積、階数等の制限あり												
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	○	①	②	○	○	○	○	○	○	③	
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	①	②	○	○	○	○	○	○	③	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	②	○	○	○	○	○	○	③	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	③	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	③	
店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの（大規模集客施設）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	③		
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの	○	○	▲	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	▲	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下		
遊戯施設 風俗施設	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	カラオケボックス等	○	○	○	▲	▲	○	○	○	▲	▲	
	麻雀屋、ばちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	○	○	○	▲	▲	○	○	○	▲	▲	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	▲ 客席200㎡未満	
	キャバレー、ナイトクラブ等、個室付浴場等	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲ 個室付浴場等を除く	
公共施設 病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下	
	自動車教習所	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下	
	建築物附属自動車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ 備考欄に記載の制限	①	②	③	③	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
	倉庫業倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	畜舎（15㎡を超えるもの）	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、 自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	
	農作物の生産、集荷、処理または貯蔵に供するもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	危険性及環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	○	○	①	①	①	②	②	○	○	
	危険性及環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	○	○	○	○	②	②	○	○	
	危険性及環境を悪化させるおそれがやや多い工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車修理工場	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり	○	○	○	①	①	②	③	③	○	○	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の 貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	○	①	②	○	○	○	○	○	
		量が少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下
		量がやや多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	② 3,000㎡以下
量が多い施設		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要										

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

※本図の道路の位置、地域の境界はその概略を示すもので、その詳細は半田市役所に備え置く指定図書を縦覧されたい。